

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新																
<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 (略) 料金表 通則 (略) 第1表 ～ (略) 第3表 料金表別表1 削除 料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用 料金表別表3 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用 料金表別表4 複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 (略) 料金表 通則 (略) 第1表 ～ (略) 第3表 料金表別表1 削除 料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用 料金表別表3 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用</p>																
<p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (10)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) <u>複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用 (単身&かぞく応援割)</u></td> <td><u>ア 当社は、料金表別表4に規定するところにより、複数同時利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</u> <u>イ 複数同時利用申出に係る利用料金の割引は、新たに申し込むことができません。</u></td> </tr> <tr> <td>(12) ～ (略) (22)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (10)	(略)	(11) <u>複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用 (単身&かぞく応援割)</u>	<u>ア 当社は、料金表別表4に規定するところにより、複数同時利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</u> <u>イ 複数同時利用申出に係る利用料金の割引は、新たに申し込むことができません。</u>	(12) ～ (略) (22)	(略)	<p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (10)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(12) ～ (略) (22)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (10)	(略)	(11) 削除	削除	(12) ～ (略) (22)	(略)
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (10)	(略)																
(11) <u>複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用 (単身&かぞく応援割)</u>	<u>ア 当社は、料金表別表4に規定するところにより、複数同時利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</u> <u>イ 複数同時利用申出に係る利用料金の割引は、新たに申し込むことができません。</u>																
(12) ～ (略) (22)	(略)																
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (10)	(略)																
(11) 削除	削除																
(12) ～ (略) (22)	(略)																

新旧対照

旧					新							
<p>2 料金額</p> <p>2-1 ~ (略)</p> <p>2-4</p> <p>2-5 メニュー5に関する利用料金</p> <p>2-5-1 利用料</p> <p>(1) 基本料</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p>					<p>2 料金額</p> <p>2-1 ~ (略)</p> <p>2-4</p> <p>2-5 メニュー5に関する利用料金</p> <p>2-5-1 利用料</p> <p>(1) 基本料</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p>							
区 分				料 金 額	区 分				料 金 額			
メニュー -5- 1に係 るもの	100Mb/s のもの	II-1 型に係 るもの	プラン3-1に係るもの		5,200円 (税込価格 5,720円)	100Mb/s のもの	II-1 型に係 るもの	プラン3-1に係るもの		5,400円 (税込価格 5,940円)		
			200Mb/sのもの		5,200円 (税込価格 5,720円)			200Mb/sのもの		5,400円 (税込価格 5,940円)		
	1 Gb/sのもの		プラン3-1に係るもの		(略)	1 Gb/sのもの		プラン3-1に係るもの		(略)		
			プラン4-1に係るもの		(略)			プラン4-1に係るもの		(略)		
			プラン4-2に係るもの		(略)			プラン4-2に係るもの		(略)		
プラン5に係るもの		(略)	プラン5に係るもの		(略)	10Gb/sのもの		(略)				
10Gb/sのもの				(略)	10Gb/sのもの				(略)			
メニュー -5- 2に係 るもの	100Mb/s のもの	II-1 型に係 るもの	プラン・ ミニに係 るもの	グレード1-1 に係るもの		3,850円 (税込価格 4,235円)	100Mb/s のもの	II-1 型に係 るもの	プラン・ ミニに係 るもの	グレード1-1 に係るもの		4,050円 (税込価格 4,455円)
				グレ ード 1- 2に 係る もの	配線設備 多重装置 を利用す る場合					3,850円 (税込価格 4,235円)	グレ ード 1- 2に 係る もの	配線設備 多重装置 を利用す る場合
			上記以外 の場合		3,500円 (税込価格 3,850円)	上記以外 の場合			4,050円 (税込価格 4,455円)			

新旧対照

旧				新								
			グレード2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,850円 (税込価格 4,235円)	グレード2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	4,050円 (税込価格 4,455円)				
				上記以外の場合	3,500円 (税込価格 3,850円)		上記以外の場合	4,050円 (税込価格 4,455円)				
			プラン1に係るもの	グレード1-1に係るもの		グレード1-1に係るもの		3,250円 (税込価格 3,575円)	プラン1に係るもの	グレード1-1に係るもの		3,450円 (税込価格 3,795円)
						グレード1-2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円 (税込価格 3,575円)		グレード1-2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,450円 (税込価格 3,795円)
							上記以外の場合	2,900円 (税込価格 3,190円)			上記以外の場合	3,450円 (税込価格 3,795円)
						グレード2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円 (税込価格 3,575円)		グレード2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,450円 (税込価格 3,795円)
							上記以外の場合	2,900円 (税込価格 3,190円)			上記以外の場合	3,450円 (税込価格 3,795円)
						プラン2に係るもの	グレード1-1に係るもの			グレード1-1に係るもの		2,850円 (税込価格 3,135円)
			グレード1-2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円 (税込価格 3,135円)				グレード1-2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,050円 (税込価格 3,355円)	
				上記以外の場合	2,500円 (税込価格 2,750円)					上記以外の場合	3,050円 (税込価格 3,355円)	

新旧対照

旧				新											
			グレード2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円 (税込価格 3,135円)		グレード2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,050円 (税込価格 3,355円)						
				上記以外の場合	2,500円 (税込価格 2,750円)			上記以外の場合	3,050円 (税込価格 3,355円)						
200Mb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード1-1に係るもの	グレード1-1に係るもの		3,850円 (税込価格 4,235円)	200Mb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード1-1に係るもの	4,050円 (税込価格 4,455円)						
										プラン1に係るもの	グレード1-1に係るもの	3,250円 (税込価格 3,575円)	プラン1に係るもの	グレード1-1に係るもの	3,450円 (税込価格 3,795円)
										プラン2に係るもの	グレード1-1に係るもの	2,850円 (税込価格 3,135円)	プラン2に係るもの	グレード1-1に係るもの	3,050円 (税込価格 3,355円)
1Gb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード1-1に係るもの	グレード1-1に係るもの		(略)	1Gb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード1-1に係るもの	(略)						
										プラン1に係るもの	グレード1-1に係るもの	(略)	プラン1に係るもの	グレード1-1に係るもの	(略)
										プラン2に係るもの	グレード1-1に係るもの	(略)	プラン2に係るもの	グレード1-1に係るもの	(略)
10Gb/sのもの		グレード1-1に係るもの			(略)	10Gb/sのもの		グレード1-1に係るもの	(略)						
備考 (略)				備考 (略)											

(2) 保守の態様による細目に係る加算料 (略)

(2) 保守の態様による細目に係る加算料 (略)

新旧対照

旧	新
---	---

料金表別表4 複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用

区 分	内 容						
(1) 定義等	<p>ア 「複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引」とは、2の契約者回線からなる契約者回線グループ（以下、「同時利用契約者回線グループ」といいます。）の代表IP通信網契約者（その同時利用契約者回線グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定又は廃止の請求を行う者をいいます。以下この表において同じとします。）からの申出により、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の利用料（料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この表において同じとします。）の合計額について、ウに規定する額（以下この表において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</p> <p>イ 同時利用契約者回線グループを構成することができる契約者回線に係るIP通信網サービス（以下、「割引対象サービス」といいます。）は、次に規定するものに限ります。</p> <p>(1) メニュー5-1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のものであって提供の形態による細目がⅡ-1型のもの、200Mb/sのもの又は1Gb/sのものにおけるプラン3-1</p> <p>(2) メニュー5-2（10Gb/sのものを除きます。）のもの</p> <p>ウ 1の同時利用契約者回線グループに係る割引額は次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">1 同時利用契約者回線グループごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー5-1のものとメニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合</td> <td style="text-align: center;">300円 (税込価格 330円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合</td> <td style="text-align: center;">100円 (税込価格 110円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、その同時利用契約者回線グループに係る契約者回線1回線当たりの料金を確定する必要がある場合は、割引額を2で除した額を1の契約者回線当たりの割引額とし、その割引額を減額して適用します。</p> <p>エ 当社は、この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線の利用料及び契約者回線の設置に係る工事費（基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配</p>	区 分	割 引 額	メニュー5-1のものとメニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	300円 (税込価格 330円)	メニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	100円 (税込価格 110円)
区 分	割 引 額						
メニュー5-1のものとメニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	300円 (税込価格 330円)						
メニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	100円 (税込価格 110円)						

新旧対照

旧	新
(2) 削除	削除
(3) 割引の適用	
<p>線設備多重装置の設置に係るものに限り。)に限り。) <u>については、同時利用契約者回線グループごと一括して代表</u> <u>IP通信網契約者に請求します。</u></p>	
<p>ア この割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（同時利用契約者回線グループを構成する契約者回線に提供を開始する前の契約者回線を含む場合は、その契約者回線の提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月の初日からとします。 <u>ただし、当社の業務の遂行上やむを得ない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>イ 当社は、同時利用契約者回線グループを構成する契約者回線について、メニュー5-1に係るものとメニュー5-2に係るものとの間の品目等の変更があった場合（当該料金月の初日以外の日に変更があった場合に限り。)は、その料金月におけるその同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の利用料の合計について、300円（税込価格 330円）を減じて適用します。</p> <p>ウ 当社は、この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、この割引の適用を廃止します。 <u>(ア) 代表IP通信網契約者から(1)欄に規定する利用料金の減額の適用の廃止の申出があったとき。</u> <u>(イ) (1)欄の規定によりこの代表IP通信網契約者に請求した料金その他の債務について、その代表IP通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ウ) 同時利用契約者回線グループを構成する2の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線について、IP通信網契約の解除、割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があったとき。</u> <u>(エ) 同時利用契約者回線グループを構成する2の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線にIP通信網サービス利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) 同時利用契約者回線グループを構成する2の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に係るIP通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があったとき。</u> <u>(カ) 同時利用契約者回線グループを構成する2の契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるものでなくなったとき又はその契約者の名義が個人でなくなったとき。</u> <u>(キ) 同時利用契約者回線グループがメニュー5-1に係る契</u></p>	

新旧対照

旧	新
<p style="text-align: center;">約者回線のみで構成されるとき。</p> <p>(4) その他の適用</p> <p>ア 1の契約者回線につき属することができる同時利用契約者回線グループの数は1に限ります。</p> <p>イ 代表IP通信網契約者を変更する場合は、その同時利用契約者回線グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意に基づくものとします。</p> <p>ウ 同時利用契約者回線グループに係るIP通信網契約者は、当社がそのIP通信網契約者に関する氏名及び住所等の情報を、その同時利用契約者回線グループを構成する他の契約者回線に係るIP通信網契約者に通知することについて、同意していただきます。</p> <p>エ 当社は、(1)欄の規定により代表IP通信網契約者に請求した料金その他の債務について、その代表IP通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、代表IP通信網契約者以外のIP通信網契約者に係るIP通信網サービスの利用料金については、その代表IP通信網契約者以外のIP通信網契約者に請求します。</p> <p>(注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	
<p>附 則（平成25年2月28日東経企管第12-184号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。 ただし、料金表別表4（複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定する利用料の減額の適用については、平成25年6月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則（平成25年2月28日東経企管第12-184号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>
<p>附 則（令和6年10月22日東経営第000200000411号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前に複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の申出があった場合は、令和6年11月30日までに当社がこの割引の提供を受けるIP通信網契約に係る契約者回線の設置工事を行ったものに限り、その割引を適用します。</p>	<p>附 則（令和6年10月22日東経営第000200000411号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年3月24日東経営第000200000532号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の終了）当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用を終了することとします。 （経過措置）この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）改正前のこの約款の附則中、この附則第2項の規定により終了する利用料金の割引の適用に関する各規定を削除します。